

Canada Emergency Wage Subsidy (CEWS)

内容

【概要】

CEWS（カナダ緊急賃金助成制度）では、対象となる雇用主が2020年3月15日から6月6日までの期間に従業員に支払う報酬の最大75%を助成する。具体的には従業員1人当たりの助成額は、以下1.と2.のいずれか大きい方の額となる。

1. 報酬額の75%（ただし最大で週847カナダ・ドル（約6万6,000円、Cドル、1Cドル=約78円））
2. 報酬額（ただし最大で週847Cドル）、または当該従業員の（今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済）危機前の報酬額の75%、のいずれか少ない方

対象となる報酬には、給与、賃金、課税対象給付金などが含まれる。雇用主は、新規雇用者に支払う給与と賃金についても同様に最大75%の助成金を受けることができる。

【申請対象者】

個人や法人、非営利団体。公的機関は対象外。

【申請対象期間および雇用主の申請要件】

3月15日までさかのぼり、6月6日までの12週間

期間1：3月15日～4月11日：

2020年3月の収入が前年同月比もしくは2020年1、2月の平均に比べ15%以上減少していること

期間2：4月12日～5月9日：

期間1で申請対象となること**もしくは**2020年4月の収入が前年同月比もしくは2020年1、2月の平均に比べ30%以上減少していること

期間3：5月10日～6月6日：

期間2で申請対象となること**もしくは**2020年5月に収入が前年同月比もしくは2020年1、2月の平均に比べ30%以上減少していること

【注意事項】

- CEWSでは雇用保険（Employment Insurance）や年金（Canada Pension Plan, the Quebec Pension Plan,）、ケベック育児保険（Quebec Parental Insurance Plan）について、カナダ歳入庁より返金が行われることになった。雇用主は、通常通り雇用主および従業員の当該費用を引き続き収集、カナダ歳入庁へ送金後、CEWSに申請すると同時に返金を申請する必要がある。
- 既に実施されている労働者への支援策である「カナダ緊急対応給付（Canada Emergency Response Benefit : CERB）」（[2020年3月30日記事参照](#)）との重複支給を避けるため、CERB受給期間に再雇用された個人に対して、連邦政府はCERBの申請の取り消しを求める予定。
- 雇用主が2020年3月25日に法制化された新型コロナウイルス対策財政支援措置法のもとに実施される10%の賃金助成制度とCEWSの双方へ申請可能な場合、一般的にCEWSで請求可能な額は、10%の賃金助成制度の額を差し引いた額となる。

【申請方法】

・カナダ歳入庁のマイビジネスアカウント（My Business Account）およびWebベースのアプリケーションを通じて申請可能。雇用主は、収入の減少従業員への給与の記録を保管する必要がある。手続き手順の詳細については、まもなく公開される。

<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/e-services/e-services-businesses/business-account.html>

関連情報

—

【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。行政府からの支援措置、行政措置は変更があり得ますので、最新の内容のご利用される方が直接、各行政府にご確認されるようお願い致します。